

議案第82号

沼田市議会議員及び沼田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営
に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市議会議員及び沼田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する
条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月6日提出

沼田市長 星 野 稔

沼田市議会議員及び沼田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営
に関する条例の一部を改正する条例

沼田市議会議員及び沼田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する
条例（平成6年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,
560円」を「7,700円」に改める。

第6条及び第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万
6,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の沼田市議会議員及び沼田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。